

1. 調査の目的と現状

本調査は、フリースクール等に関する支援の在り方について検討するため、様々な事情により登校しづらい又は登校できない（長期欠席）児童生徒及びその保護者、県内のフリースクール等の子どもの居場所の状況等を把握する実態調査を行うことを目的としている。

本調査を実施するに際し、まずは、全国における不登校児童生徒の現状や、その支援の状況について、先行研究等から現状を把握する。

1.1.全国の不登校に係る状況

対象となる不登校児童生徒の現状について、文部科学省は「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」において、2014(平成26)年度からの統計を公開し、小・中学校における不登校児童生徒数が11年連続で増加し、過去最多の346,482名となったことを発表している(図1-1-1)。

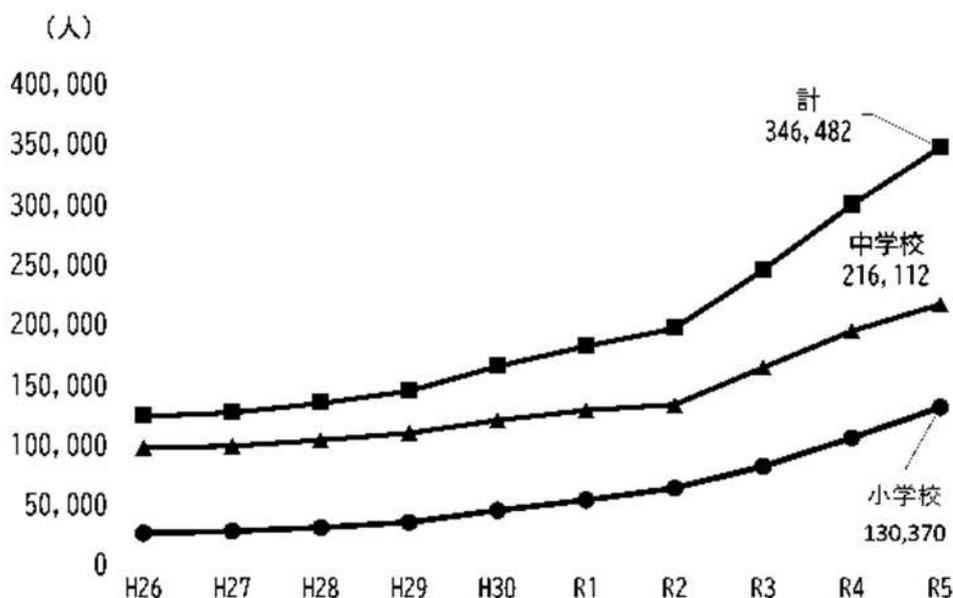


図 1-1-1 不登校児童生徒数の推移

(文部科学省(2024)「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」P.23より抜粋)

また、同調査において、学年別の統計も公開され、全ての学年において前年度比で増加していることも併せて発表された(図1-1-2)。

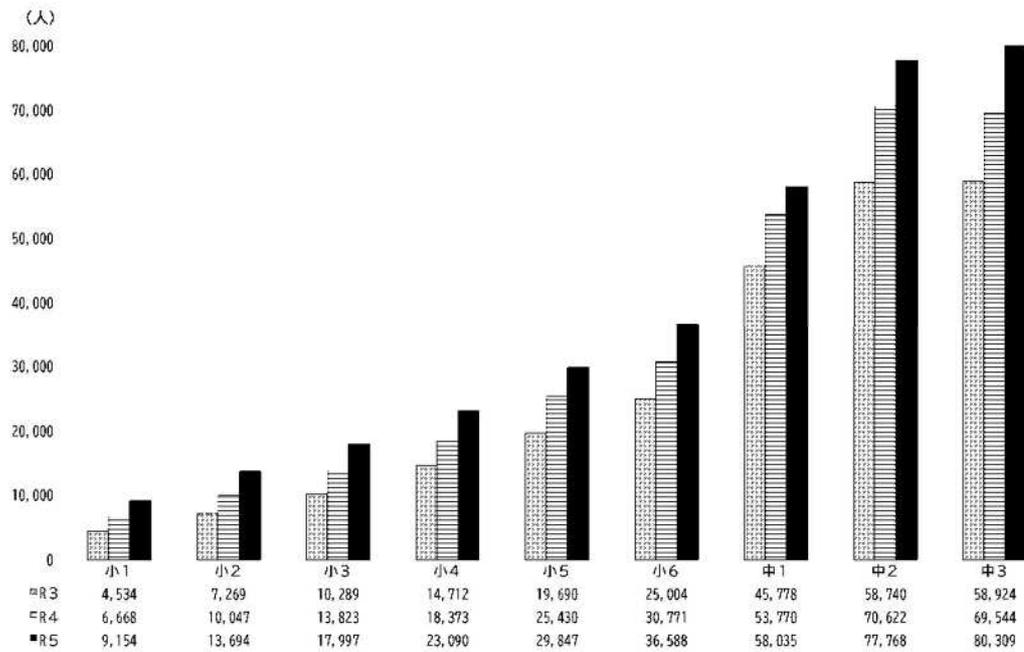


図 1-1-2 学年別不登校児童生徒数

(文部科学省(2024)「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」P.24 より抜粋)

高等学校における不登校の状況も公開され、高等学校における不登校生徒数は68,770人(前年度60,575人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、23.5人(前年度20.4人)であることが明らかとなった(図1-1-3)。

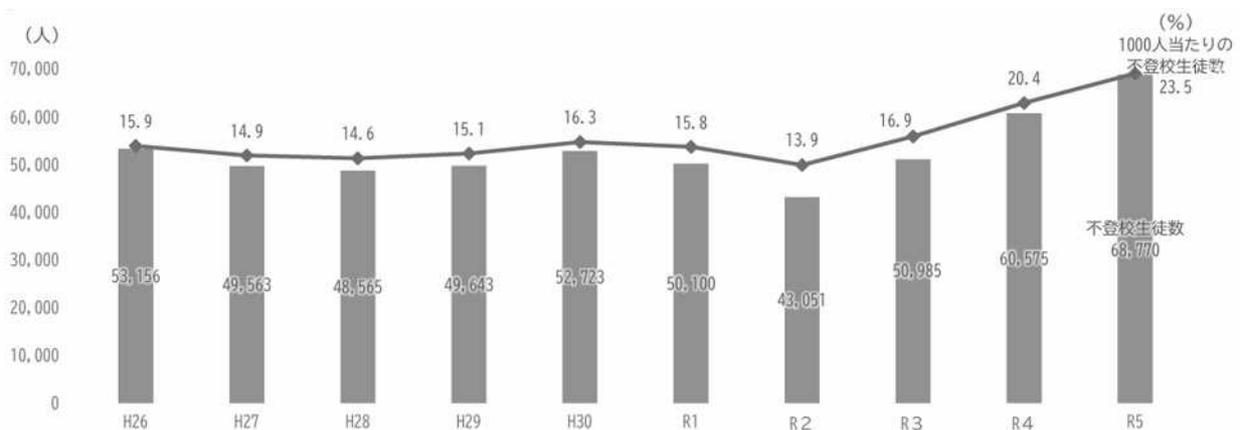


図 1-1-3 不登校生徒数の推移

(文部科学省(2024)「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」P.32 より抜粋)

高等学校における不登校生徒の推移は2014(平成26)年度から緩やかに横ばいだった傾向が、2020(令和2)年度から増加傾向に転じている様子が伺える。これらの統計から、全国的な傾向として、小・中学校、および高等学校において、不登校児童生徒については増加の傾向があることが伺える。

その背景について同調査によると、小・中学校において不登校児童生徒について把握できた主な事実として、割合が10%以上のものについて、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」(13.3%)、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」(15.2%)、「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」(12.4%)、「生活リズムの不調に関する相談があった」(23.0%)、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」(32.2%)、「不安・抑うつ」の相談があった」(23.1%)などが挙げられていた(表-1-1)。

表 1-1-1 不登校児童生徒について把握した事実

	不登校児童生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	転編入学、進級時の不適合による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつ」の相談があった	障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮(障害(疑い含む)以外)についての求めや相談があった
小学校	130,370	2,350 1.8%	14,951 11.5%	5,735 4.4%	19,124 14.7%	2,622 2.0%	4,288 3.3%	12,130 9.3%	22,116 17.0%	31,937 24.5%	2,992 2.3%	42,014 32.2%	29,549 22.7%	11,454 8.8%	11,096 8.5%
中学校	216,112	2,113 1.0%	31,021 14.4%	4,548 2.1%	33,423 15.5%	4,223 2.0%	9,693 4.5%	12,822 5.9%	20,854 9.6%	47,701 22.1%	8,630 4.0%	69,617 32.2%	50,643 23.4%	12,676 5.9%	11,871 5.5%
合計	346,482	4,463 1.3%	45,972 13.3%	10,283 3.0%	52,547 15.2%	6,845 2.0%	13,981 4.0%	24,952 7.2%	42,970 12.4%	79,638 23.0%	11,622 3.4%	111,631 32.2%	80,192 23.1%	24,130 7.0%	22,967 6.6%

※「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。

※下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

※「個別の配慮(障害(疑い含む)以外)についての求めや相談があった。」は、障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

(文部科学省(2024)「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」P.26より抜粋)

同調査における高等学校における不登校生徒について把握できた主な事実として、割合が10%以上のものについて、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」(11.0%)、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」(15.4%)、「生活リズムの不調に関する相談があった」(26.7%)、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」(32.8%)、「不安・抑うつ」の相談があった」(16.7%)などが挙げられた(表 1-1-2)。

小・中学校、高等学校において共通して挙げられた項目は「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」、「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」、「不安・抑うつ」の

相談があった」という項目であり、小・中学校でこれ以外に挙げた項目として、「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」があった。

表 1-1-2 不登校生徒について把握した事実

	不登校生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	転編入学、進級時の不応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつに関する相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった
全日制	54,329	541 1.0%	6,512 12.0%	957 1.8%	8,774 16.1%	1,199 2.2%	3,519 6.5%	2,755 5.1%	3,799 7.0%	14,399 26.5%	2,369 4.4%	17,311 31.9%	9,278 17.1%	1,289 2.4%	1,734 3.2%
定時制	14,441	59 0.4%	1,059 7.3%	177 1.2%	1,791 12.4%	182 1.3%	614 4.3%	686 4.8%	876 6.1%	3,970 27.5%	1,100 7.6%	5,230 36.2%	2,225 15.4%	414 2.9%	289 2.0%
合計	68,770	600 0.9%	7,571 11.0%	1,134 1.6%	10,565 15.4%	1,381 2.0%	4,133 6.0%	3,441 5.0%	4,675 6.8%	18,369 26.7%	3,469 5.0%	22,541 32.8%	11,503 16.7%	1,703 2.5%	2,023 2.9%

※「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。

※下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

※「個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった。」は、障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

（文部科学省(2024)「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」P.33より抜粋）

1.2.鹿児島県公立学校の不登校に係る状況

次に、鹿児島県の現状を明らかにしていく。鹿児島県が発表した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について」（鹿児島県高校教育課学校教育生徒指導班：2024）によると、鹿児島県内における不登校児童生徒は、小・中学校で4,570名、高等学校で862名、合計5,432名で、2020(令和2)年度からの統計上においても増加傾向にあることが分かる(表1-2-1)。その主たる理由も、概ね全国の傾向と一致している状況にあった。

表 1-2-1 不登校児童生徒数 (単位：人)

校種	年度	鹿児島県 (公立)				前年比較	全国 (公立)		
		R 2	R 3	R 4	R 5		R 4	R 5	前年比較
小学校		595 (6.7)	833 (9.5)	1,240 (14.2)	1,610 (18.8)	+370	104,265 (17.2)	129,410 (21.6)	+25,145
中学校		1,671 (39.2)	2,153 (49.8)	2,503 (57.7)	2,960 (68.2)	+457	185,810 (62.7)	207,013 (70.4)	+21,203
高等学校		723 (25.1)	702 (25.3)	764 (28.2)	862 (32.4)	+98	44,395 (22.9)	50,075 (26.3)	+5,680
合計		2,989 (18.6)	3,688 (23.2)	4,507 (28.6)	5,432 (34.9)	+925	334,470 (30.4)	386,498 (35.7)	+52,028

※ 高等学校は通信制を除く

※ () は 1,000 人当たりの不登校児童生徒数 (不登校児童生徒数 ÷ 在籍児童生徒数 × 1,000)

(鹿児島県高等教育課教育生徒指導班(2024)「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等(鹿児島県公立学校)の状況について」P.1より抜粋)

また、1,000人当たりの不登校児童生徒数において、小・中学校では、鹿児島県は全国平均の37.2人を下回る35.1人であるが、高等学校においては全国平均23.5人を上回る26.9人であった。(図1-2-1 図1-2-2)

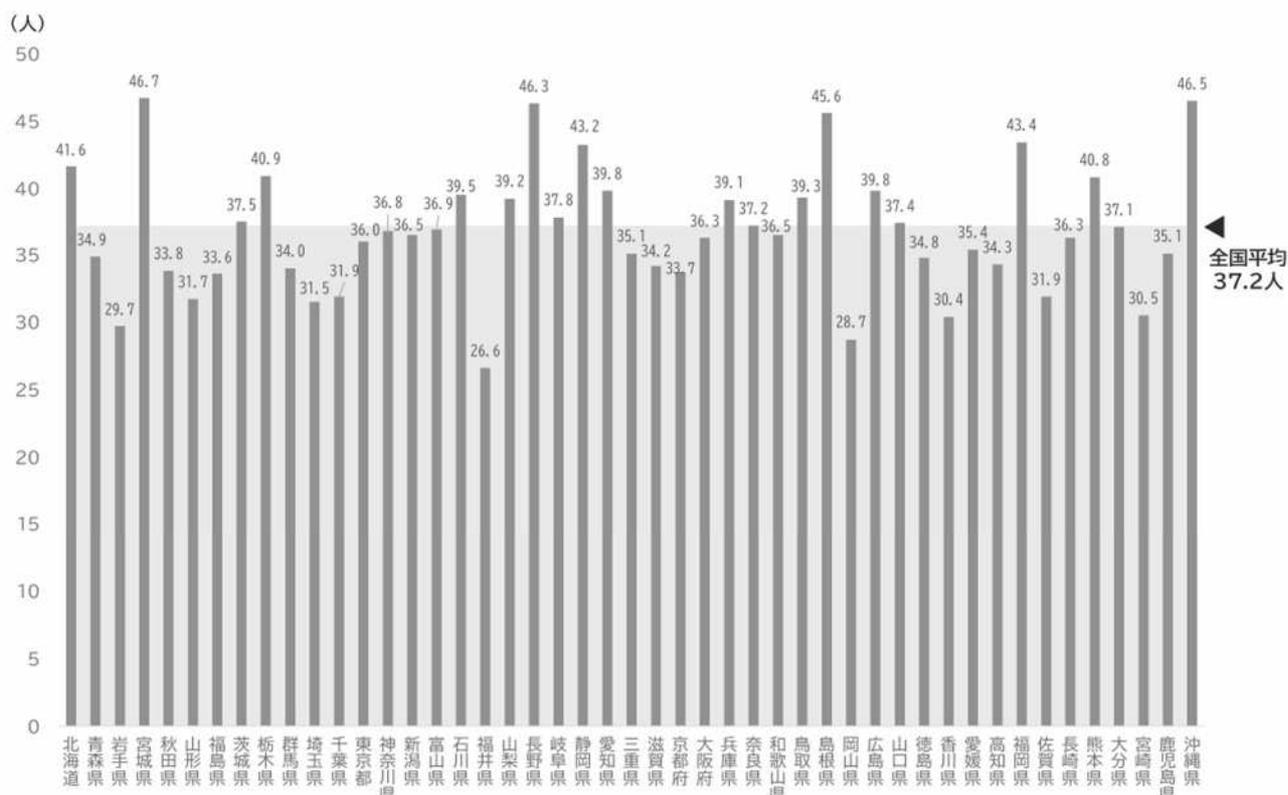


図 1-2-1 小・中学校 (国公私立) における不登校の現状について 1,000 人当たりの不登校児童生徒数

(文部科学省(2024)「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」P.30より抜粋)

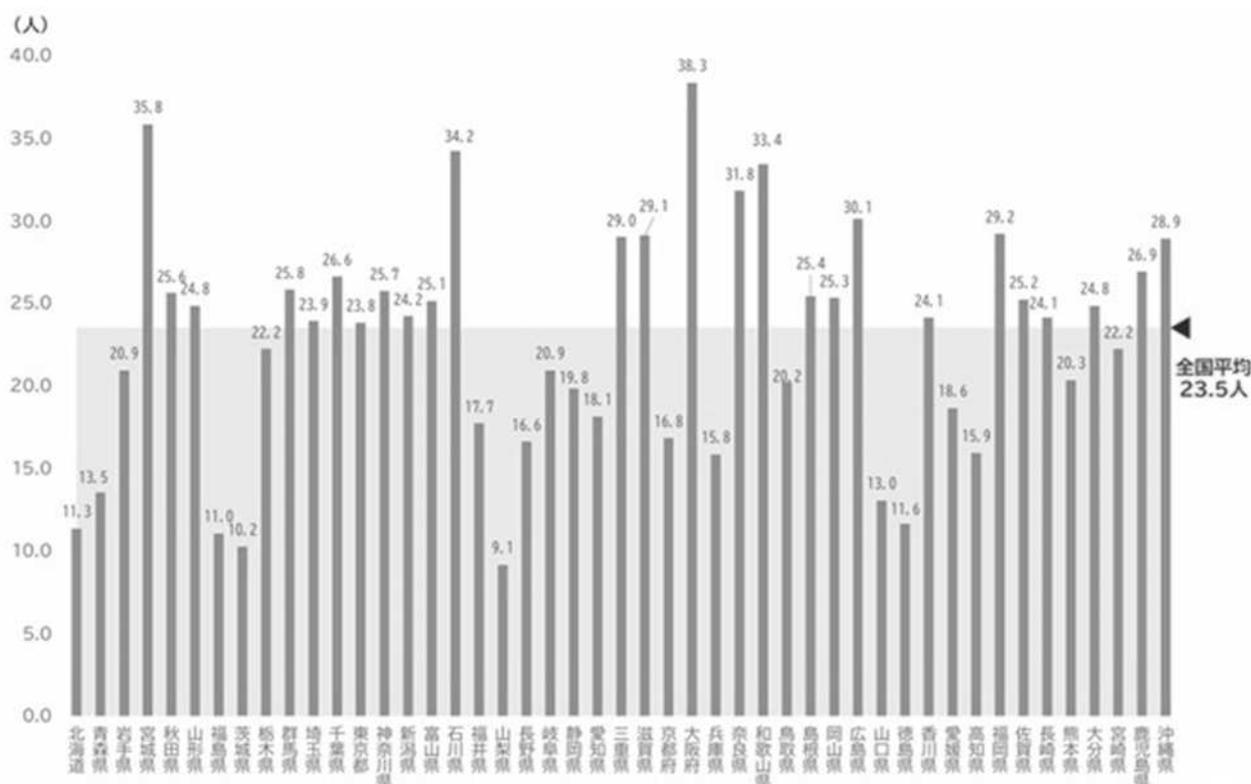


図 1-2-2 高等学校（国公立）における不登校の現況について 1,000 人当たりの不登校生徒数

(文部科学省(2024)「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」P.34 より抜粋)

また、公益社団法人 子どもの発達科学研究所(浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター)は、2024(令和6)年に「不登校の要因分析に関する調査研究報告書」(文部科学省からの委託事業)を公表しており、その中で、不登校支援への方向性の提言として、不登校の関連要因との関係性から「いじめ被害及び友達とのトラブルの予防」、「教師の行動、学校風土の改善」、「授業改善、学習支援の充実」、「児童生徒の体調、メンタルヘルス、生活リズムへの注目」、「背景要因へのアプローチ」の5つを掲げた(図 1-2-3)。

考察：不登校支援の方向性への提言

<p>(1) 不登校の関連要因について</p> <p>【いじめ被害及び友達とのトラブルの予防】 児童生徒回答では、不登校の児童生徒の26.2%がいじめ被害を訴えている（不登校でない児童生徒は15.0%）。また、不登校の児童生徒で「いじめ以外の友人関係のトラブル」を訴えている者は24.8%（不登校でない児童生徒は16.6%）であり、友人関係の問題は不登校のリスクを高めると考えられる。いじめや友達関係トラブルが起きにくい集団作り、対人スキルを学ぶ機会の提供が重要であり、集団に馴染めず、孤立している児童生徒に対して早期に支援することが不登校の予防として必要である。</p> <p>【教師の行動、学校風土の改善】 児童生徒回答において、不登校の児童生徒は「先生から厳しく怒られた・体罰」が16.7%（不登校でない児童生徒は7.5%）、「先生と合わなかった」が35.9%（不登校でない児童生徒は14.3%）であり、教師の態度や指導方法が不登校の要因になっている可能性がある。また、児童生徒回答・教師回答ともに、「学校のきまり（制服・給食・行事等への不応）」が不登校と関連している（オッズ比：児童生徒3.94、教師20.40）。こうした学校のルール設定、活動の設定、教師の態度や指導方法は、学校風土を形作る要素である。学校風土の向上は不登校の予防につながるものであり、COCOLOプランで述べられている学校風土の見える化、校則等の見直し等の推進、快適で温かみのある学校としての環境整備などが必要である。</p> <p>【授業改善、学習支援の充実】 「授業の不振」「宿題の提出」は、教師・児童生徒・保護者の三者でほぼ一致して回答割合が高かった。児童生徒回答では、不登校の児童生徒の47.0%が「授業がわからない」、37.9%が「成績が下がった」、50.0%が「宿題ができない」と回答している。加えて、不登校でない児童生徒についても成績が下がったと感じている児童生徒が多く、授業改善や学習支援の充実は不可欠であろう。</p> <p>【児童生徒の体調、メンタルヘルス、生活リズムへの注目】 児童生徒回答では、「からだの不調」「気持ちの落ち込み・いらいら」「夜眠れない・朝起きられない」といった体調、メンタルヘルス、生活リズムの不調が、それぞれ不登校の児童生徒の7割前後に見られた。一方、それらが2割未満であった教師回答から考えると、教師には児童生徒の不調を正確に捉えることは難しいかもしれない。よって、デジタル端末の活用など、児童生徒の不調に早期に気づく仕組みが必要である。ただし、デジタル端末等を利用した児童生徒の心や体調の変化に気づく仕組みは、それを活用する教師の知識と支援体制が伴わなければならない。</p> <p>【背景要因へのアプローチ】 教師回答によると、発達特性、障がい、家庭の困難さなどが不登校と関連することが明らかになった。これらは、合理的配慮、特別支援教育をはじめとする、長期間の継続的支援が必要なものである。こうした要因をもつ児童生徒が多く不登校になっている場合、その学校、地域における特別支援教育の在り方、支援システムの構築、保護者への支援について検討が必要であろう。</p>	<p>(2) 無気力・不安群について</p> <p>教師回答から、教師が把握可能な要因が明らかでない場合に「無気力・不安」を主たる要因として報告されている可能性が示唆された。</p> <p>一方で、教師回答による「不安・抑うつ」の訴えや児童生徒回答による「気持ちの落ち込み・いらいら」の割合は「無気力・不安」群とそれ以外の群で変わらず、メンタルヘルスの問題の有無によって分けられている訳ではないことが示唆された。</p>
	<p>(3) 相談・指導等を受けていないと報告された不登校の児童生徒の状況</p> <p>相談・指導等を受けていないと報告された児童生徒は、受けたと報告された児童生徒と比較して、「学業不振」や「宿題の問題」が多くみられた。学業不振等がある不登校になっている児童生徒の中には、勉強が分かったり、宿題をうまくこなせたりすることで再登校が可能になる場合もあると考えられるため、不登校時の相談・指導は非常に重要であろう。</p> <p>また、相談・指導等を受けていないと報告された児童生徒は「要対協・要保護」「ひとり親・共働き」といった家庭的な背景要因をもつ割合が高く、相談・指導が届きにくい可能性があり、注意が必要である。</p>

公益社団法人
子どもの発達科学研究所 6

図 1-2-3 考察：不登校支援の方向性への提言

(公益社団法人 子どもの発達科学研究所(2024)「文部科学省委託事業 不登校要因分析に関する調査研究 結果の概要」より抜粋)

前述した 1,000 人当たりの不登校児童生徒数において、全国で一番その数が少ない福井県では、2024(令和 6)年に、「ふくい教育ミライレポート 全ての子どもの笑顔のために ～通うのが楽しくなる学校づくりを目指して～ Ver.1.0」を発表している。この中で、福井県は「不登校は『問題行動』ではありません」とし、生徒指導から生徒支援への発想の転換を掲げている(福井県教育庁義務教育課：2024)。

国においても、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(文部科学省：2017(平成 29)年)で、「不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である」と示している。

このような現状において、こういった不登校を経験している子どもたちにとって、こういった居場所が望まれているのか、本調査において明らかにする意義は大きいと考えられる。

1.3.子どもの居場所に係る全国における現状

では、こういった子どもの居場所に係る現状はどのように考えられているのか。こども家庭庁は、2023(令和 5)年に、「子どもの居場所づくりに関する調査研究報告書」を発表している。この中で、こども・若者の居場所づくりにおける理念として「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができること

を目指す」ことがうたわれ、大切にしたい視点として「居たい・行きたい・やってみたい」という3つの視点を挙げるとともに、「居場所づくりにおいて重要なことは、子ども・若者の主体性の尊重である」こと、「その場を居場所と感ずるかどうかな等は、本人が決めることである」ことを掲げた(図 1-3-1)。

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所づくりにおける理念と大切にしたい視点 -

こどもまんなが
こども家庭庁
*こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

- 子ども・若者の居場所づくりにおける理念

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、子ども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。
*こども基本法及び、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に定められている理念に沿って作成

- 子ども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点

- 居場所づくりにおいて重要なことは、**子ども・若者の主体性の尊重**である。
- その場を居場所と感ずるかどうかな等は、**本人が決めること**である。
- そうした観点から、**子ども・若者の声(視点)**を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点で整理した。
*子ども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

“居たい”	“行きたい”	“やってみたい”
<ul style="list-style-type: none"> ■ 居ることの意味を問われないこと ■ 信頼できる人、味方になってくれる人がいること ■ 過ごし方を選べること ■ ありのまま、素のままでいられること ■ 誰かとつながれること ■ 気の合う人がいること ■ 安心・安全な場であること ■ くつろげる環境が整っていること ■ 居ただけ居られること ■ 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること ■ 誰かとコミュニケーションできること ■ 話を聴いてくれること ■ 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること ■ 一人で居ても気にならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分を受け入れてくれる誰かがいること ■ 身近にあること ■ 気軽に行ける、一人でも行けること ■ お金がかからずに行けること ■ 誰でも行けること ■ 行きつけがあること (必要に応じて、子ども・若者へアウトリーチで関わること) ■ 自分と同じ境遇や立場の人がいること ■ いつでも行けること (子ども・若者自身が居場所に行く時間を选べること) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いろんな人と出会うこと ■ 好きなこと、やりたいことができること ■ 自分の意見を言える、聴いてもらえること (自分の意見が反映されること) ■ 一緒に学ぶ人、 学びをサポートしてくれる人がいること ■ いろんな機会があること (興味や希望に沿ったイベントがあること) ■ 未来や進路を考えるきっかけがあること ■ あこがれを抱ける人がいること ■ 新しいことを学べること ■ 自分の役割があること

図 1-3-1 居場所の現状と課題、および提言 スライド 3

(こども家庭庁(2023)「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書(概要版)」より抜粋)

さらに、同報告書においては、5つの課題とそれらへの対応策を述べている(図 1-3-2)。これらを要約すると、多様な居場所の増加とその安心・安全性の担保、それらが当事者である子ども・若者の視点と声に基づいたものである必要性、その様な居場所へとつながる手段の確保、居場所そのものの持続可能性の確保と言える。これらは、前述した不登校児童・生徒の現状を支える仕組みとして必要であることも伺える。

これらに対して対応策を挙げる中で、当事者たる子ども・若者の声を聴くこと、そういった現状を把握し、行政機関が行うべき役割と民間との密な連携の重要性が伺える。

居場所の現状と課題、及び提言

-居場所に通ずる課題と対応の方向性-

こどもまんなか
こども家庭庁
*こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。



5

図 1-3-2 居場所の現状と課題、および提言 スライド 5

(こども家庭庁(2023)「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書(概要版)」より抜粋)

このような背景を踏まえ、本調査においては、子どもの新たな居場所としてのフリースクールの可能性を含め、フリースクール等に関する支援の在り方について検討するため、長期欠席児童生徒及びその保護者、県内のフリースクール等の子どもの居場所の状況等を把握する実態調査を行うことを目的とした。

1.4.調査対象

- (ア) 県内の小中学校、高等学校、特別支援学校が把握している令和6年4月～10月の欠席日数が30日以上の子児童生徒及びその保護者(5,302組(合計10,604名))
- (イ) フリースクール等の子どもの居場所となっている施設(132か所)

1.5.調査の仕様

調査対象ごとにそれぞれ、別添の調査票を作成の上、郵送調査を実施した。児童生徒及び保護者への調査票配布に際しては、個人情報保護の観点から、所属校より各対象者への郵送を行った。また、施設への配布は委託事業者が直接行った。

回答方法については、調査票へ記入後、郵送にて返送を求める方法と、Google フォームを用いた Web 調査を併用して実施した。調査票へ付与した ID により、郵送による回答と Web フォームへの回答について重複した回答を避ける処置を行った。また、ID により圏域を事前に把握することで、調査票における個人情報の記録をできるだけ削減する処置を取った。

1.6.調査期間

2024(令和 6)年 12 月～2025(令和 7)年 2 月

1.7.回収数

回収できた回答の内、有効回答数は、児童生徒が 555 件、保護者が 676 件、施設が 37 件であった。以下、回収率を記す。なお、児童生徒及び保護者のいずれかが回答した場合には有効回答数として取り扱った。

- ・児童生徒： $555/5302=10.5\%$
- ・保護者： $676/5302=12.7\%$
- ・施設： $37/132=28.0\%$

1.8.調査内容

鹿児島県が作成した調査原案を元に、委託事業者である一般社団法人鹿児島県精神保健福祉士協会理事、会員及び、本調査実施に係る専門性を有した学識者との検討を行い、調査票の内容の精査を行った。その際、各学識者へ本調査への意見を求め、その内容を反映していく形で、別添の質問項目の作成を行った。